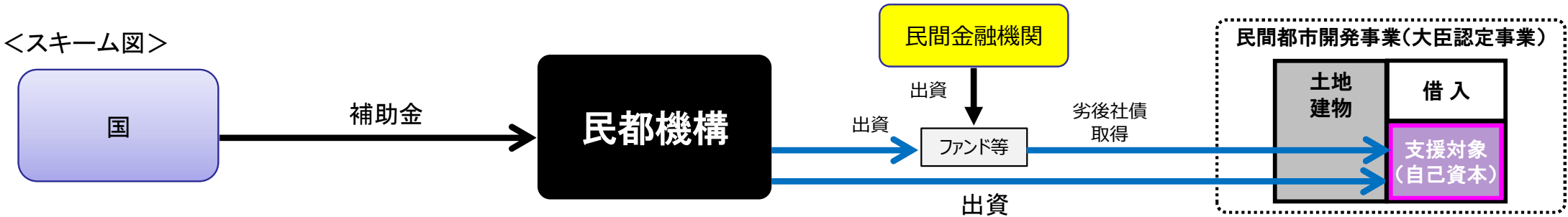


まち再生出資の概要

- 市町村が定める都市再生整備計画の区域等において行われる優良な民間都市開発事業に対し、民都機構が出資を行うことにより、事業の立上げを支援。
- 事業の自己資金が充実し、事業全体のリスクが縮減されることにより、民間金融機関からの融資等の呼び水となる。

<スキーム図>



制度利用のための主な要件

<対象事業者>

- ・民間事業者（SPC等※）
- ※「既存事業と対象事業にかかるものを分別して管理する事業者」も含む

<対象区域>

- ・都市再生整備計画の区域
- ・都市機能誘導区域、等

<対象事業>

- 次の要件を満たし国土交通大臣の認定を受けた事業
- ・広場、緑地等の公共施設整備を伴うこと
 - ・事業区域面積が0.2ヘクタール以上であること（医療・福祉、教育文化、商業施設、インキュベーション施設を含む事業及び低未利用地等を活用した一定の事業は500㎡以上）
 - ※ 三大都市圏の既成市街地等内は原則0.5ヘクタール以上
 - ※ 都市機能誘導区域内は0.1ヘクタール以上（誘導施設※1を含む事業は500㎡以上）

<支援限度額>

- ・次の①～③のうち、最も少ない額
- ① 総事業費の50%
- ② 資本の50%
- ③ 公共施設等※2の整備費（都市機能誘導区域内は、公共施設等＋誘導施設※1）

<その他支援条件>

- ・竣工後10年以内に配当を行うことが確実であると見込まれること。

具体例

オガールプラザ整備事業（岩手県紫波町）

- 支援内容
- (1)支援先 オガールプラザ株式会社
- (2)出資額 0.6億円
- 事業内容
- (1)規模 地上2階建
- (2)用途 図書館、物販・飲食施設、子育て支援センター、事務所
- (3)工期 2011年9月～2012年6月



実績等

2005年度～2023年度
支援件数 56件 支援総額 約438億円

※1: 支援対象事業が施行される都市機能誘導区域内へ立地を誘導すべきとして立地適正化計画に定められている施設。
※2: 公共施設のほか、都市利便施設（駐車場、防災備蓄倉庫等）、建築利便施設（エレベーター、共用通路等）及びインキュベーション施設を含む。